

学校法人北翔大学 役員等の報酬及び功労金 並びに評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北翔大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）に規定する役員等の報酬及び功労金並びに評議員の報酬等に関して必要な事項を定める。

(役員等の報酬)

第2条 役員等には、この規程の定めるところにより報酬を支給する。

2 報酬を受ける役員等は、次のとおりとする。

- (1) 理事長
- (2) 専務理事
- (3) 理事
- (4) 監事
- (5) 顧問

3 報酬は、報酬額基準（別表1）の定めるところによる。

4 専任の教職員が理事等に就任した場合は、前項の報酬に加え、学校法人北翔大学給与規程に基づき給料及び諸手当を支給する。

(支給方法等)

第3条 前条に規定する報酬は、役員等に就任した月から退任した月まで支給する。

2 報酬等は、全額現金によって直接本人に支給する。ただし、本人の同意を得た場合は、本人の指定する本人名義の銀行口座に振込支払することができる。なお、法令に定められたものは別に控除する。

3 非常勤の役員等が理事会を含む法人業務に携わった場合は、その都度日当を含め交通費として、10,000円を支給する。

4 非常勤の評議員が評議員会を含む法人業務に携わった場合は、その都度日当を含め交通費として、10,000円を支給する。

(旅費)

第4条 役員等の業務のための出張旅費等は、別に定める学校法人北翔大学旅費規程による。

(支給の停止)

第5条 第2条第2項に定める役員等が、次の各号に該当する場合は、報酬の支給を停止することができる。

- (1) 受給の辞退があったとき。
- (2) 学校法人北翔大学の財政上支出が困難になったとき。
- (3) 役員等が法人に対して不利益な行為を行ったとき。
- (4) 役員等が法人と係争関係に入ったとき。
- (5) 刑事事件に関連したとき。

(功労金の支給)

第6条 在任期間が1年以上の役員等が退任した場合は、功労金支給基準（別表2）の範囲内において理事会が決定する功労金を支給する。

2 第5条に規定した事項に該当する場合は、功労金を支給しない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴き、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成18年3月11日から施行し、平成18年2月10日から適用する。

附 則（報酬額基準の改正）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から実施する。

附 則（規程の整備のよる改正）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（報酬基準額等の見直しによる改正）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（法人名称変更、引用規程の改正、報酬額基準及び功労金支給基準の改正に伴う改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（私立学校法の改正、報酬額基準及び功労金支給基準の改正に伴う改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（私立学校法改正に伴う改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、評議員の報酬等に関する規定については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。

別表 1

報酬額基準（月額）

	役 職 名	報 酬 額
常 勤	理 事 長	1, 000, 000 円
	専 務 理 事	800, 000 円
	理 事	600, 000 円
	兼 務 理 事	100, 000 円
	監 事	600, 000 円
非 常 勤	理 事	20, 000 円
	監 事	20, 000 円
	顧 問	理事会で定める

※上記金額は上限額であり、具体的な報酬額は理事会で決定する。

別表 2

功労金支給基準

	役 職 名	支 給 基 準
常 勤	理 事 長	報酬月額×在任年数
	専 務 理 事	報酬月額×在任年数
	理 事 兼 務 理 事	報酬月額×在任年数
	監 事	報酬月額×在任年数
非 常 勤	理 事	報酬月額×在任年数
	監 事	

※上記金額は上限額であり、具体的な支給額は理事会で決定する。